

行政評価の積極的活用 「評価の実施状況と評価結果の政策等への反映 状況について、議会への報告書の提出を義務化」

秋 田 県

○ 取組の概要

各実施機関が定めた「政策等の評価に関する実施計画」に基づいて行った評価の実施状況と評価結果の政策等への反映状況について、その内容に関する報告書を作成して議会に提出することを条例上義務付け。

○ 秋田県の概要



秋田県の概要

県庁所在地

●秋田県秋田市山王4-1-1

人口

●1,164,389人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

平成 14 年度より制度を条例化し（秋田県政策等の評価に関する条例）、それ以降、同条例第八条第二項に基づく「政策等の評価に関する実施計画」に基づき、評価の実施、評価結果の政策等への反映等を行うとともに、その内容に関する報告書を作成して議会に提出している。

なお、平成 14 年度以前の取組については以下のとおり。

平成 10 年度： 平成 10 年 5 月～ 11 年 3 月まで、庁内でプロジェクトチームを設けて「政策・事業評価システム」のあり方について検討を実施。

平成 11 年度： 平成 12 年度から平成 22 年度を計画期間とする「あきた 21 総合計画」の策定と併せて、政策・施策レベルの評価と事業レベル（事前、中間）の評価を実施。

平成 12 年度： 県民からの意見・提言を反映させるシステムや第三者評価を含めた外部による評価手法等についての検討を実施。評価作業は平成 12 年 11 月～ 12 月に行い、その結果をもとに平成 13 年度予算編成作業を実施。

平成 13 年度： 平成 14 年 3 月、県議会本会議において「秋田県政策等の評価に関する条例」が可決・成立。

平成 14 年度： 平成 14 年 4 月から「秋田県政策等の評価に関する条例」を施行。

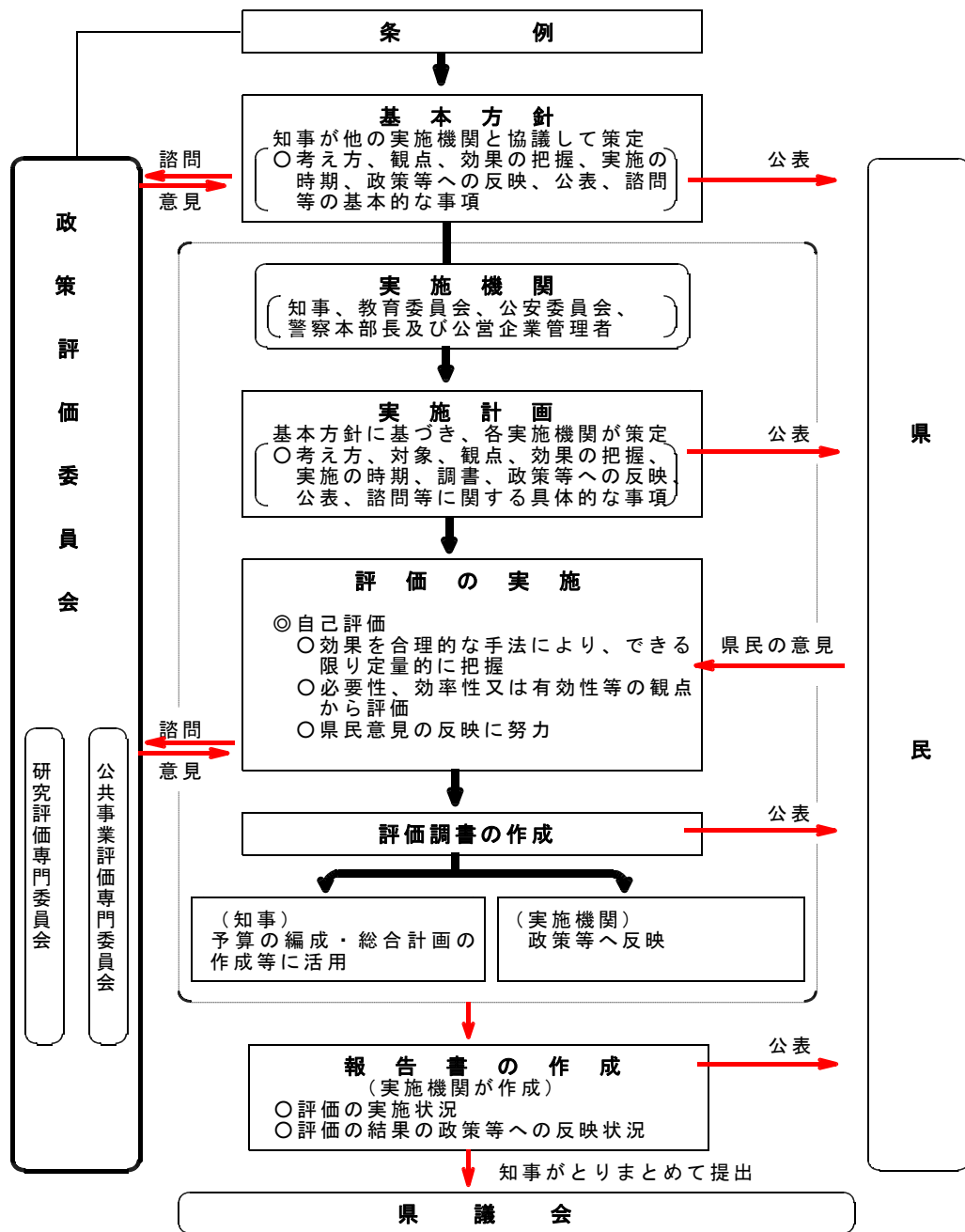
2. 取組の具体的内容

<秋田県の政策評価システムの概要>

- ・ 秋田県の政策評価は、総合計画（「あきた 21 総合計画」）の体系に沿って行われる「政策評価」「施策評価」と、予算事務事業等の単位で行われる「事業評価」によって構成されている。
- ・ 毎年 6 月から 8 月の間に、事業評価（中間）、施策評価、政策評価が順次行われ、それらの結果を踏まえて 9 月に「重点施策推進方針」が策定され、その内容は 10 月に発表される「予算編成方針」に反映されている。その後（11 月中旬）、予算編成のタイミングに合わせて、事業評価（中間評価）、施策評価、政策評価の結果が公表されている
- ・ そして、次年度予算の議決を行う 2 月には、「政策評価政策等の評価の実施状況及び評価結果の報告書」が作成されて、議会に提出されている。

秋田県の政策評価のフロー

秋田県政策等の評価に関する条例に係るスキーム



< 条例の内容 (根拠規定) >

- ・「秋田県政策等の評価に関する条例」第八条の規定は次のとおりである。
 第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

＜報告書の構成＞

- ・同報告書の構成は以下のとおりである。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書

1 評価の実施状況及び反映状況の概要

2 政策評価委員会の調査審議結果等の概要

【Ⅱ】 知事部局が行った政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

1 政策評価

2 施策評価

3 事業評価（事前評価）

4 事業評価（中間評価）

事業評価（中間評価）一覧表

5 事業評価（事後評価）

6 公共事業継続箇所評価

7 公共事業再評価

8 研究評価

【Ⅲ】 教育庁が行った政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

1 施策評価

2 事業評価（事前評価）

3 事業評価（中間評価）

【Ⅳ】 公安委員会及び警察本部が行った政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

1 政策評価

2 施策評価

3 事業評価（事前評価）

4 事業評価（中間評価）

【Ⅴ】 企業局が行った政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

1 経営評価

2 事業評価

【Ⅵ】 知事部局等が行った政策等の評価調書（別冊）

【Ⅶ】 参考資料

○参考資料 1 秋田県政策等の評価に関する条例

○参考資料 2 あきた 21 総合計画の政策体系

○参考資料 3 秋田県政策評価委員会委員名簿

○参考資料 4 秋田県政策評価委員会専門委員会委員名簿

3. 取組にかかる事業費

- ・ 報告書作成に要した経費は、約 55,000 円である。

4. 取組の体制

- ・ 政策評価制度の所管課である「総合政策課」がこの報告に関する事務を所掌している。

5. 取組の成果

- ・ 議会、県民に対し定期的に政策の成果を報告する仕組みを導入できたことが成果である。条例に基づく評価の実施及び報告書の作成等による評価結果の公表を通じて、秋田県では効率的な行政運営の推進と議会・県民への説明責任の徹底を引き続き図っていく。

6. 今後の課題

- ・ 今後とも、評価に対する県議会や政策評価委員会、県民の意見を踏まえて、評価制度全体の充実に取り組み、条例の趣旨に沿った実効性の高い評価を実施していくことが今後の課題である。